

伊予市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

平成 23 年 5 月 12 日

告示第 77 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、要介護被保険者等（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 号及び第 2 号に規定する被保険者のうち、法第 7 条第 3 項に規定する要介護者、法第 7 条第 4 項に規定する要支援者又は介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 197 号）に掲げる様式第 1 の記入内容が同基準様式第 2 に掲げるいずれかの基準に該当した者をいう。以下同じ。）のうち低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。）について利用者負担を軽減する場合の取扱いと当該軽減を行う社会福祉法人等に対する助成措置に関し必要な事項を定め、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(軽減を行う法人)

第 2 条 利用者負担を軽減しようとする社会福祉法人等は、愛媛県に対して利用者負担軽減申請書を提出するものとする。なお、当該申請を行った社会福祉法人等は、その実施するサービスのうち次条第 1 項に規定する全てのサービスについて利用者負担の軽減を行うものとする。

(軽減の対象となる費用)

第 3 条 軽減の対象となる費用は、次の各号に掲げる法に基づく介護保険サービスの区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

(1) 訪問介護 利用者負担額（区分支給限度額を超えないものに限る。次号から第 11 号まで及び第 14 号から第 16 号までにおいて同じ。）

(2) 通所介護 利用者負担額及び食費

- (3) 夜間対応型訪問介護 利用者負担額
- (4) 認知症対応型通所介護 利用者負担額及び食費
- (5) 介護予防認知症対応型通所介護 利用者負担額及び食費
- (6) 小規模多機能型居宅介護 利用者負担額、食費及び宿泊費
- (7) 介護予防小規模多機能型居宅介護 利用者負担額、食費及び宿泊費
- (8) 短期入所生活介護 利用者負担額、食費及び滞在費
- (9) 介護予防短期入所生活介護 利用者負担額、食費及び滞在費
- (10) 介護福祉施設サービス

ア 旧措置入所者のうち利用者負担割合が5%以下の者（ユニット型個室に居住している場合に限る。） 居住費

イ 旧措置入所者のうち利用者負担割合が5%を超える者及び平成12年4月1日以後の入所者 利用者負担額、食費及び居住費

ウ 生活保護受給者 個室の居住費

- (11) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ア 旧措置入所者のうち利用者負担割合が5%以下の者（ユニット型個室に居住している場合に限る。） 居住費

イ 旧措置入所者のうち利用者負担割合が5%を超える者及び平成12年4月1日以後の入所者 利用者負担額、食費及び居住費

ウ 生活保護受給者 個室の居住費

- (12) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 利用者負担額

- (13) 看護小規模多機能型居宅介護 利用者負担額、食費及び宿泊費

- (14) 地域密着型通所介護 利用者負担額及び食費

- (15) 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。） 利用者負担額

- (16) 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。） 利用者負担額及び食費

2 前項の規定にかかわらず、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

(軽減の対象者)

第4条 軽減の対象者は、市民税非課税世帯であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めた者及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(軽減の申請)

第5条 利用者負担の軽減を受けようとする要介護被保険者等（以下「申請者」という。）は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（様式第1号）に収入申告書（様式第2号）を添付し、申請者に介護保険サービスを提供している法人を経由して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受けたときは、その内容を調査し、軽減の適否を審査の上、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（様式第3号）によりその結果を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項において、軽減措置の適用を決定した者（以下「軽減対象者」という。）に対し、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（様式第4号。以下「確認証」という。）を併せて交付するものとする。

(確認証の提示)

第6条 軽減対象者が対象となるサービスを利用する場合は、あらかじめ当該サービスを提供する社会福祉法人等に確認証を提示しなければならない。

2 確認証の提示を受けて利用者負担の軽減を行った社会福祉法人等は、確認証に記載されている減額割合に基づく毎月の利用実績を、その翌月末までに軽減対象者利用実績一覧表（様式第5号）により市長に報告するものとする。

(確認証の有効期限)

第7条 確認証の有効期限は、申請のあった日の属する月の初日から当該申請日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、4月分から7月分に係る対象サービスの利用者負担の軽減を4月1日から7月31日までに申請した場合は、当該年度の7月31日までとする。

(軽減の割合)

第8条 第3条に掲げる費用の軽減の割合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 生活保護受給者は費用の全額とする。

(2) 老齢福祉年金受給者は費用の2分の1とする。

(3) 前2号に掲げる者以外の者は費用の4分の1とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(法人への助成措置)

第9条 市長は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（市を保険者とする利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該社会福祉法人等の本来受領すべき軽減前の利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）の1パーセント相当額を超えた部分について、その2分の1以下の範囲内において助成を行うものとする。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入の10パーセント相当額を超える部分について、その全額の助成を行うものとする。

2 助成を受けようとする社会福祉法人等は、助成金交付申請書兼請求書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、その旨を通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(他の軽減制度との適用関係)

第10条 障害者施策による伊予市障害者ホームヘルプサービス利用者支援事業実施要綱（平成17年伊予市告示第75号）との適用関係については、まず、これらの措置の適用を行い、その後、必要に応じて、本要綱に基づく軽減措置の適用を行うものとする。

- 2 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費（以下「特定入所者介護サービス費等」という。）との適用関係については、特定入所者介護サービス費等支給後の利用者負担について、本要綱に基づく軽減措置の適用を行うものとする。
- 3 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額介護サービス費等」という。）との適用関係については、本要綱に基づく軽減措置の適用を行い、当該軽減後の利用者負担に応じて高額介護サービス費等の支給を行うものとする。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担については、高額介護サービス費の見直しにより、本要綱に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、当該部分について本要綱の軽減の対象としないものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成23年5月12日から施行する。
（生活扶助基準の改正に伴う軽減対象者の特例）
- 2 令和2年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点においてこの告示の規定による軽減を受け、又は特定入所者介護サービス費若しくは特定入所者介護予防サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかったもののうち、引き続き軽減対象となるものについては、居住費以外の対象費用に係る利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金の受給者にあつては2分の1）に相当する額を当該利用者負担額から軽減し、居住費（滞在費）に係る利用者負担額の全額を当該利用者負担額から軽減することができる。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年9月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年12月28日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年8月29日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。